

# 「都市自然」保全の論理と方法

進士五十八

## 一 はじめに

低成長は必ずしも、都市の緑事情を改善しない。むしろ、斜面林のマンション開発が急展開しているように、より緻密に土地利用を促進し、開発の谷間に残った自然までも破壊してゆく傾向がある。

しかし、これは「都市の論理」の当然の帰結である。いままで、「自然」というものは、たとえ都市の中にあっても、文字通り自然に、ある程度は残るもの、といった甘い認識でいた。

あらゆる土地、あらゆる空間が何らかの主体によって管理され、何らかの経済活動に供され得る都市環境に在って、ひとり「緑」だけが自

然に残る、と考えること自体非常識なのである。

高密度の都市の中に存在する緑であるからこそ、意味をもつ特別の意義がある。すなわち価値の議論である。その意義を発揮するための緑は、それなりの形と量、すなわち特定の構造が必要である。健全な地域の維持にとって不可欠な緑であるなら、その主体は行政であり、行政の基本的責務という自覚と認識が要請される。

もちろん、都市の緑は、市民と行政との共同作戦によって創造され保全されるのだが、ここで主として考察する「都市自然」にあつては、行政の積極的関与なくしては保全し得ないものを、むしろ「都市自然」と性格規定したい。そ

## 一 はじめに

二 「都市自然」事情と基本的性格

三 「都市自然」の価値と「基盤自然」

四 「都市自然」の適正形率——緑と水の座標軸とグリーン・ミニマム

五 「都市自然」保全の方法

れほど、行政の主體的認識が要請され、具体的に施策策定への知恵と方法と、その方向性について考えなければならない。

以下、鍵カッコつきで「都市自然」と呼ぶことで、都市的行動原理の支配する地域での自然の保全と創造に関する基本問題を考察することにした。

## 二 「都市自然」事情と基本的性格

詳細な自然観察記録がなされた都市内自然があった。しかし、その貴重な努力の成果と価値は、ナチュラリストや関係市民には認められても、現行の法律には認められなかった。

それは当然のことであった。従来の日本の法律が認めてきたのは、自然公園法（昭和三十三年）や文化財保護法（昭和二十五年）の天然記念物指定にみられるように、秀れた自然風景地や学術的に貴重な生物であった。稀少価値や非凡な価値である。都市環境の悪化に伴って成立した都市樹木保存法（通称・昭和三十七年）であつても、まだこの稀少性に由来するもので、次いで成立した都市緑地保全法（昭和四十八年）に到つてようやく身近な平凡な自然にも評価が与えられるようになった。が、しかし、今度は面積基準など緑のまとまり方や地権者の同意など社会的条件、さらに根本的には財政負担など経済的条件が阻害要因となつて、事実上、法律は都市の自然を保障してくれないようになってゐる。

結論的に言えば、都市の自然が置かれている社会的状況は極めて劣悪であるのに、法律はいまだ前代の学術的稀少性の範囲でしか、保全の手をさしのべてくれない。ようやく環境保全の観点が法律の形で登場したと思つたら、財政難時代。都市の自然保全のために相当な財政支出をなすべき根拠と合意形成を図らなければならぬ事態にたちいたつた、というわけである。

まさに、「都市自然」保全の論理と、そのための総合戦略がいま必要な理由には以上の事情

があるのである。

自然の緑。例えば木材を生産する目的で植えられた山林、あるいはまた、農作物の収穫を目的として作付けされた田畑の緑は、自ら生産の場として緑の空間で在り続ける性格をもつてゐる。

ところが、高密度に開発が進み、社会的経済的管理空間化が徹底した都市。その中の自然の緑は、何らかの力（制度や運動）が働かない限り、都心からの距離や地形などの立地条件によつてひとりでに残ることはあり得ない。かつては、低湿地や斜面林など、埋め立てのコストや建設工法等技術的制約条件があつた。しかし現在これらの制約は、完全に自然が零（ゼロ）になるまでの時間を、若干おくらせる程度の意味しかもつていない。それは、行政の努力目標を支える程度の従来の法律や諸制度、そしてまた全体としては少数派に属する自然保全志向の市民の力の意味の現実でもある。

「都市自然」というものの基本的性格が、前述のように「行政的にマネージメントされ、コントロールされなければ、基本的には存続し得ない都市地域の自然である」のは、現代における「都市」そのものの本質に由来する。

都市の行動原理は、あらゆる意味で最大の効率を追求する点にある。最大効率は、工学系の

方法と技術によつて達成される。計量化できる価値、直接的に目立って図としてアピールし易いものだけが、工学の思想では評価される。

こうして都市は、人工環境の極に向う。鉄とアルミとコンクリートとガラス。都市空間の凡てが人工面で蔽われる。土ほこりが舞いあがる農地。薪炭材や有機質供給源としての経済活動の役割をはずされた雑木の平地林や斜面林。配水すべき水田が無くなつてしまつた用水路など。そのいずれも、計量されるべき価値を失つてしまつてゐる。従つて計画配置の整然とした公園緑地ぐらゐしか、都市の合理性が許す緑はないことになる。農地にせよ、斜面林にせよ、用水路にせよ、もともと自然地形に順応した存在形態をもつてゐる。直角格子を基本におく合理的都市計画の原理とははなはだ相性のわるい邪魔物といえる。もちろん形だけの問題ではない。部分々々の最大効率を前提とする工学技術の思想に対して、自然の意義は、生物系の基本原理である全体的・有機的・総合的な最適効率にある。しかし生産性の点で、工業など工学系技術は、農林業など生物系技術をはるかに圧倒する。

こうして、「都市の論理」の当然の帰結として、自然的なもの、生物系の思想を基調とするもの、をすべて破壊して、人工的なもの、工学

系のものに置換してゆく。「都市自然」は本質的に消えゆく運命にあるのである。

もしも、人間と人間社会の健全な持続的発展のために、「自然」というものが必要だと認識しないで、何の手ももうたないなら、確実に都市の中から自然は消滅する。

そういう存在の自然を、ここでは「都市自然」と呼んでいるのである。

### 三 「都市自然」の価値と「基盤自然」

価値を明確にするのが、保全の論理の第一段階。その第一ステップは内容と分類である。具体的内容として言う場合は、「都市自然」でも「都市の緑」でも、特にちがわない。むしろ、これら具体の自然の緑が果している意味あいと、その意味あいの重要性（＝都市基盤性）ゆえに、その保全に果すべき計画行政側の認識概念として「都市自然」の意味が把握されればよい。

わかりやすく言えば、「都市自然」の公共性という社会的性格、そして真の人間環境の基調をなす自然性という普遍的性格が認識されればよい。第二ステップとして「都市自然」の内容に対応した価値の性格を考えようということである。表1は、前述二点をまとめたものである。

表1 「都市自然」の全体像とその普遍的・社会的価値についての私案②

自然(緑)の区分		自然(緑)の価値			
		主たる感覚	在り方の価値	価値の種別	住民・まちにとっての意味あい
近景の緑	敷地内緑地 草花室内庭園 生垣住宅庭園 工場造園	生命感  情緒感  安定感	接触価値  利用価値  存在価値	日常生活・価値 ・レクリエーション ・防犯価値 ・環境保全価値	居住者の自己世界感を充足し、My Space, My Placeとしてのアイデンティティを発揮する。生物人間の巣としての最低条件を満たすべき目印性を強化する。
	中景の緑				施設緑地 広場緑地 河川敷緑地 都市緑地 都市公園
遠景の緑	広域緑地 都市計画緑地 田園公園 自然公園 生産緑地				都市河川座標軸性や斜面緑地のもつ地域全体を圍繞して視覚的なまとまり感を与える特性に由来する精神的・物的安定環境の構造的枠組。
	自然 農地 河川 斜面林 山林				

注) 印はそれぞれより比重の大きい価値は何か、で配列したもので、近景、中景にも遠景にもダブっている。

るが、筆者は特に、「他によって代替が不可能な価値」、すなわち「破壊後人為的に回復するのに不可能な自然」かどうか、という点、そしてもうひとつ、有機的かつ総合的にその価値を発揮しうるものであるかどうか、に着目して

「都市自然」保全戦略の中核的役割を果たすべき「基盤自然」を位置づけたい。表1でこの点をみてみよう。まず「近景の緑」は、日常生活空間の隙間に点在するもので、かなり私的且つ偶然的な性格をもつもので「基盤自然」とはみなしがたい。あくまで市民主導で創出されるべき緑である。

次いで「中景の緑」は、「施設緑地」と分類したように、その立地条件もかなりの都市性をもち、計画的に施設として用意するしか存在の可能性はない。逆に言えば、建設する意志さえあれば後成的に創出できる。しかし、立地条件の厳しさから、およそ自然の本来形がある系(システム)を完備して都市全体に張り巡らされる可能性は

極めて乏しいといわなければならぬ。現実味に欠ける「基盤自然」とでもいえようか。

その価値と効果からいっても、自然系保全の可能性と必要性からいっても「基盤自然」の中核的役割を担うのは、「遠景の緑」であろう。

これは更に、制度的なもので保障された「緑地」であるか、単なる存在としての「自然」か、に二分される。筆者の見解では、将来の「都市自然」保全計画の最終目標は、「遠景の緑」がすべて「広域緑地」に含まれること。すなわち、農地・河川・斜面林・山林など、単に存在している自然に、何らかの保全の制度がさしこまれて名実共に「緑地」となることである。但し、斜面林もしくは斜面樹林と、斜面緑地とはちがう。筆者の見解では、「緑地」は計画的、あるいは法的概念であるから、斜面緑地と呼ぶには、何らかの保全計画や保全への法的手当が適用された斜面樹林でなければいけないことになる。

ところで、「都市自然」保全戦略の主たる対象をなぜ、「遠景の緑」においたか、なぜ、それを「基盤自然」と呼ぶかについて、若干述べておかなければならない。

一人何本。一年何本。……といった緑化のスローガンが言われる。これに対して、一体どこに植えるのか、と反論がくる。緑化フェアが催され、苗木が配布される一方で、あれで本当の都市緑化か、と反論がくる。

だから決して、それぞれが無意味だということではない。運動論として、戦略上のプログラムとしては意味があるが、計画論としては、持続性のある、あるいは確実性のある緑化施策でないということになる。ただ、本質的に存在そのものが不安定な「都市自然」に着目し、しかも、「都市自然」の中核となるべき「基盤自然」ともなると、私的で偶然的な近景の緑や、現実的に系統をなして実現することが期待し難い状況での中景の緑に、それを期待するのは無理であろう。

代替が不可能な「都市自然」本来の価値は、後述する七点ほどの緑のもつ基本特性を総合的に満たすものであるはずであり、そうした役割を果す自然の系、具体的には都市の骨格となる「遠景の緑」を「基盤自然」と呼びたい。

「基盤自然」は、市民による植樹・緑化運動などで創出される「表層自然」とはちがって、当然ながら、人間環境の基本条件を整える責務をもつべき行政の主導により、実際の方策としては自然の保全活用型で実現されなければならないものである。

なお、緑の基本特性を筆者の私見ながら整理すると次の七点ぐらになり、①から⑦に向けて、より都市の基盤性の基底的要件を意味すると思われる。

①生物性——植物、生きた緑といういい方で説明される。

②生命性——めぶき。アリアン語のガーラ (ghra) がグリーン (green) の語源といわれ、ガーラとは、生長するの意味に由来する。従って、生き生きした生き物として或いは生き物故に、水がないとしおれるといった、かよわざなども含めて連想される。

③自然性——生物性+生命性の意味で自然性に加えて、植物が群落として社会をなす植生域。さらには植生の基盤をなす地形的自然や水理的自然など土地、自然の全体をも、みどりの語に含める。

④緑地・緑被地・オープンスペース性・空間性——土地・自然の全体をイメージすると、緑色ではない農地面や水面、あるいは裸地など人工物で遮蔽されていない空地 (くうち性、open space 性) であることを象徴するようになる。開放空間概念としての緑である。

⑤風景性・ランドシヤフト性

緑地、土地自然という言い方の全体を人間にひきよせていうとき landscape とか landschaft、即ち緑の植生と landform の特性が一体となった自然基盤の風景性が出てくる。風景の中には、原生自然以上に人間的に馴化した二次自然性が色濃く、またそれ故の

歴史的、風土的、文化的側面も説明に含まれてくる。

⑥人間性——灰色に象徴される非人間性に対する反対語的ニュアンスもあつて緑色は人間性の象徴として扱われることが多い。緑がまらぶくりのスローガンに採用されることが多いのは、物理的な量として緑の植物が多いということ以外に、イメージとして人間性豊かな状態を象徴してのことが多い。⑤の二次自然、特にマンメードのヒューマンスケール性や原風景としての二次自然風景に潜在する親密自然の意味もあろう。

⑦安定性・地域性・郷土性

緑被地の絶対量が多ければ、地域の景観的安定性はもとより、気候的安定性が保障される。緑で蔽われている安定した環境は、人間の生物としての安定性欲求を満たし、精神的安定性欲求をも満たしてくれる。いわば故郷・郷土（ふるさと）に対する依拠性（よりどころ）としての安定性である。

四——「都市自然」の適正形率——緑と水の

座標軸とグリーン・ミニマム

理想的な「都市自然」のシステムは、「基盤自然」が都市全域を、ちょうど血管が身体中を

ネットワークしているように張り巡らされている状態である。

しかし、現実には、「表層自然」の近景の緑や中景の緑が高密度の人工環境を幾分でも緩和し、その外縁部をとり囲む「基盤自然」と各所でネットワークが連結される折衷型であろう。ともあれ、「都市自然」保全の論理の第二段階は、どのような形と割合で都市の自然は保全されるべきか。どのような自然が、どのような形で都市を包むことが理想か、それはなぜか。このことを明らかにすることであろう。

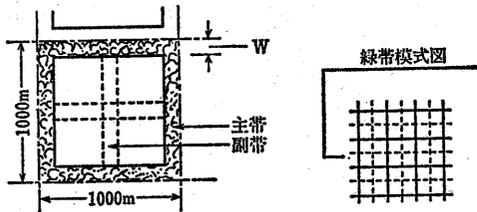
先に、市民的運動などで充実（緑化）してゆける「表層自然」と行政の手で都市構造の骨格的基盤として保全されなければならない「基盤自然」に二分した。後者は、自然性に着目した都市生態系の安定のために不可欠の部分である。それは、基本的には地表と地下という上下に、そして東西南北へと空間的に連続した系（システム）をなしていなければいけない。しかも、その自然の系が占める規模（スケール）や割合も一定以上存在しなければ十分に機能しない。生物である人間は、自ら生存出来る環境かどうかの判断には敏感である。従って、生態系の安定した系に支えられている場合、それを「ふるさと」たりうる環境風景と自覚する。環境の物的（フィジカルな）安定装置としての自然面

の系——具体的には、山林・丘陵・河川・農地などの帯状、連続地形のまとまり——は、即、人々の精神環境（メンタル）の安定すなわち「依りどころ性」を与えるということである。

結論的に言えば、「基盤自然」としての有効性を発揮するための「都市自然」の適正な形は「緑と水の座標軸」となるものであり、その量的割合を、限界量で示せば筆者が「グリーン・ミニマム」と呼んでいる単位当り自然面率五〇%ということになる。

われわれが認識できる物的環境は、あらゆる場合、いくつかの要素の形と割合（率）の組み

図一 緑と水の座標軸（進士、1978）——「緑と水の座標軸」を既得都市自然の保全と補助として公園・緑道計画によって完成する。



緑のマスタープランが目標とする面積率で地域単位の30%の緑地を座標軸効果を発揮する緑帯で確保するためには主帯のみするときW=75m、主副帯併用のとき50mとなる。都市公園法にいう市街地内（3㎡/人）基準は、面積に換算して3%であり、これを主帯のみときでみたとするとW=7.5mとなる。同様に、都市公園法の人口率（6㎡/人）をみたすためには、主帯だけでW=15.0m主副帯併用のときはW=10.0mとなる。つまり、10~15m緑帯で囲むと都市公園法の基準を満足でき、50~75mにすると公共的に30%オープンスペースを満足できる。この様に公的に30%が確保されれば、グリーンミニマムは民有緑地をもカウントするので、十分にクリアーできることになる。

合わせとして把握できる。この方法で、生態系としての都市域を把握しようとすると、「人工面」・「自然面」形率の二分法で把握される。そして、その二種類の形がどのような割合をなして組み合わさるかで、その都市の形体や自然上の健康状態も判断できる。

われわれの眼には実に多彩で多様な都市も、「人工・自然面形率」という単純な二分法で検討することが出来る。人工面は通常、建築面と道路など舗装面の合計であり、不透水面の特徴である水循環を分断し生物の生息を認めない空間である。これに対し自然面は通常、樹林、公園河川など緑水面や農地、川原など裸地面の合計であり、透水面で地上と地下、水平垂直両方向の空間的生物生息域をなす。このようにコンクリートや鉄の空間と、緑と土と水の空間の透水性や比熱の差を思いうかべれば、それがいかに正反対の空間かわかるだろう。都市洪水や地下水涵養、湧水源の枯渇、熱帯夜、都市砂漠、都市気候といわれる異常現象、これらで象徴されるマイナスは、そのすべてが人工面の肥大傾向。単位地域内での自然面とのアンバランスによる環境負荷を、例えば地域外から水を奪い、地域外に汚水を排出するといった方法で解決するような態度に起因するのである。

次に、人々が安心して頼れる「ふるさと都

市”の構造骨格としての自然の役割を考えてみよう。

永住意識や永住希望の高いまち。ふるさと性を感じるまち。その典型例は、全国にある小京都である。NHKの世論調査で住みたいまちのアンケートがあるが、その共通点は、「盆地的地形」、「小宇宙型のまち」で、周囲や背後が山で囲まれ、川が都心を幾筋か貫流する。ちょうど、「水と緑の座標軸」があるまちになっている。地形や植生の連続した座標軸は、視覚的にも心理的にも「わがまち」というアイデンティティを与えるし、それらの山や川は「わがふ

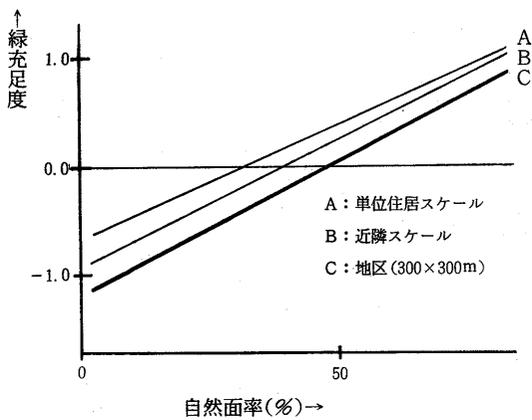
るさと”を実感できるための精神的な依り処（依拠性——ヘソ）となる。自然地形を基盤とする。丘陵や河川や農地帯それに斜面林、社寺境内林や屋敷林などの連坦する風景が、そのまともい感と、大地との一体感ゆえに、安定・不変の視覚空間的・時間的両面からの強力な座標軸性を果たすのである。

以上、フィジカルにもメンタルにも「緑と水の連続系としての「基盤自然」の形」に大きな意義があることを述べた。

図-1は、これを下敷にして都市の緑と水の骨格モデルを作成してみたものであり、自然面の量的基準もこれでクリアーできると考える。この緑帯はすべてを人工的に造成して完成しようというものではなくて、むしろ既存の斜面林や河川、農地帯の保全地をベースにして、その連なっていない部分に公園をあてたり、それでも連ならない部分は密度の高い緑化を図った民有緑地で補うことで完成しようというものである。

なお、詳細は省略するが、グリーン・ミニマムの根拠となる筆者研究の結論だけを図-2に示しておく。ただし、自然面率は、緑被地以外でも土や水の透水面を含んだものであり、そのすべてが人々には「みどり」と映っているというところ。このとき土地所有の公私は問題になら

図-2 緑充足度と自然面率の各スケール・レベルでの関根拠 (進士、1975) のグリーン



ないこと。図でCの地区スケールの限界値が五〇%であることに留意してほしい。

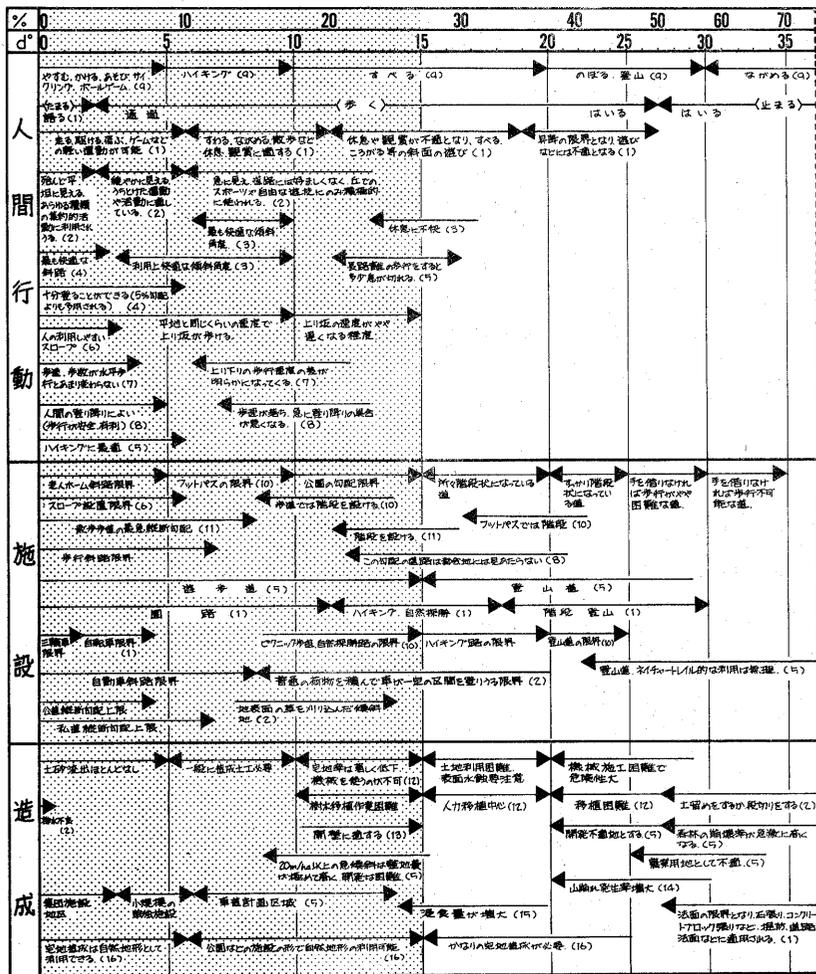
五 「都市自然」保全の方法

実は、「都市自然」保全の方法の最も重要な点は、「都市の自然は必ずや消滅すべきものである」と深く深く認識すること、次いで、「なぜ、そんなに重要なのか——健全な人間生活に不可欠の基盤自然である」という認識を十二分に理解することにある。

一般的に方法というとき、こうした基本認識を十分に身体化せずに、すぐ具体的な方策づくりに入ってしまう。だからこそあえて、この点、「都市自然」保全の方法の第一則は認識にあること、を重ねて強調しておきたい。「都市自然観の確立」、それが、着実かつ確実に「都市自然」を保全する方向で行政行動が惹起する原動力だと思ふからである。

どんな施策でも、成功させるには四Pが一貫して揃う必要がある。都市自然観はズバリ、「フィロソフィー」考え方である。次に「ポリシー」、施策。保全のための制度など仕組みや仕掛けの検討である。残りのPは、「プラン」、計画。そして「プログラム」、手順。それは運動論的なものから政策論的なものまで含めた総

図一3 斜面地の利用分級に係る基礎データ (進士、1978)⑧



合戦略の用意である。ここには時期と相手、段階と能力を考えた、的確な判断と実践・行動がなければならない。効果的で影響力のある、あるいは多方面の参加や協力の得られるアイデアも必要である。

保全の方法について、具体的な提案は別掲論

文にあるので、ここでは、「基盤自然」の重要な要素である斜面林や農地を例に、保全方法を案出する場合の、基本的な視点の方向性について若干ふれておくことにしよう。

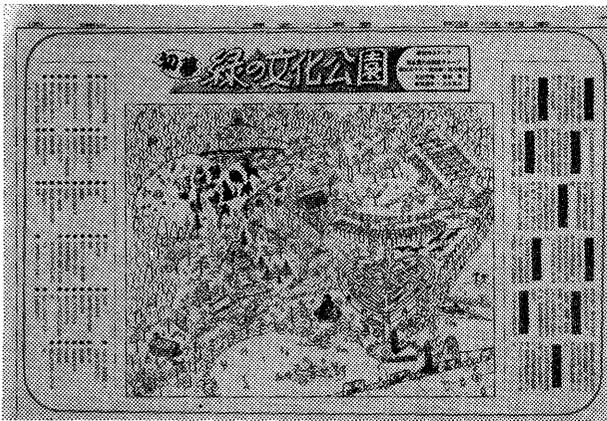
反公害、自然保護、緑化、親水運動、都市美



表一 2 区民農園体験者の利用の動機 (N=627、進士、長谷部 1984) ⑥

自分の手で野菜をつくってみたいから	72.2%
自然に接したいから	69.4
新鮮な野菜をたべたいから	60.4
好きだから	44.3
無農薬の野菜をたべたいから	35.9
からだをうごかしたいから	34.1
自分といっしょに、子や孫に体験させたくて	31.9
精神的にリラックスしたいから	20.4
わずらわしさのない、ゆったりした時間が過ごせるから	15.8
昔を思い出してなつかしいから	14.2
自分の思ったとおりに、好きなようにできるから	12.6
人間性を豊かにしたいから	10.7
余暇の時間にあてたいから	10.2
野菜を安く手に入れたいから	5.1
他の人と会えるから	4.0
新しい知識を身につけたいから	3.5
その他	5.4

図一 7 「樹芸公園」の提案—緑を文化としてとらえ、緑とのつきあいを実体化しようとした公園のアイデア、(進士他、1984) ⑥



以上は、斜面保全の理由を、利用と開発境界のデータによって説得しようという事例であった。

次は、農地保全の意義についてである。「農地のあるまちづくり」が、人工環境志向の建築家らにも理解されはじめたのか、『建築雑誌』一九八三年四月号は標記の主集を組んでいる。各地の多くの市民らも、クライン・ガルテン(分区農園、市民菜園)利用をとりこんだライフ・スタイルをもちはじめている。

しかし現実には、行政の主體的施策として本格的な「農地の緑地体系化」は始まっていない。都市計画緑地の体系として、計画論的に農地を位置づけている例は、西ドイツにある。

クライン・ガルテン地区は都市林や公園緑地と一体化して、環状あるいは放射状緑地帯を構成しているのである。このことは、都市生活者といえども土と離れての生活であってはならないそれが、生物人間の本性であるということの意味する。人間の歴史にみるなら、古代ギリシャ、ローマの都市住宅にも「クシユストス(stylos)」と呼ぶ菜園が必ず付属していたし、京都の町家、江戸の町割にも菜園が在って、古今東西、人間の健全な生活は「農」の中にあつたことがわかるのである。

しかしながら現代人はちがう。そう言われな

形で、必ず自然のまきかえしが惹起し新たな財政支出を要求する。そこで、図一3と図一4のような斜面林とりこみへの科学的根拠あるいは傾斜面保全分級の活用が考えられる。横浜市における斜面林の都市構造上の重要性からみて、こうした自然地理学上の、或いは人間行動学上のデータの援用で、斜面地の土地利用規制を考えることも必要で、それが実現すれば、斜面地のネットワークでかなりの緑帯が完成することになるはずである。もちろんこれに関する四Pが、このときも用意されるべきだが。

ところで、「都市自然」保全の計画手法の中で、特に強調しなければならないのは、土地・自然の扱い方には、ある範囲内で活用するというケジメ、いわば「自然と人間の間の倫理」がある、という点である。図一4の「安定域」の範囲内で斜面開発はなされるべきで、それを超えてはならない。超える場合は、開発密度を十分落とすとか、自然の生態系の完全な保全方策を技術的に組み込んでおくとか、通常の開発コストの幾倍もの投資を覚悟すべきだということである。

いため、データで示すこと。「農」の人間にとっての存在価値を説得すること。それが表1、図5、図6である。<sup>⑧</sup>

表12は、東京世田谷の区民農園利用者六二七人の「農園利用の動機」である。単なる食べ物としての菜園ではなくして、自然との交流や人間性回復の場としての存在を伺わせる。

また、「体験後の事後評価」では図15に見られるように、自らの自然観や風景観あるいは環境観の変革の可能性まで読みとることが出来る（紙面の関係でデータは一部抜粋）。

図16は、同じ世田谷区で昭和四十七年からスタートしている喜多見小学校の学校労作園の体験児童（五年生、一五四人）の「労作農園体験に対する事後評価」の一部である。自然の重要さや農業農民の意義を、肉体感覚や季節感覚を通して味わいながら学びとり、豊かな情緒教育となっていることが理解される。

最後に図17として、「緑の文化公園」すなわち「樹芸公園」の私案を掲げた。「都市自然」

保全の方法論としては、やや迂回気味であるが、「真に自然の重要性を理解させるには、幼時からの身体的体験こそ不可欠」という考えから提案したものである。

樹芸とは、自然に人間が手を入れ、自らの要求に変えさせてゆく技芸文化である。しかし、人間の要求に変えさせるときに、実は樹木など植物の特性を十二分に知り尽くしていなければ、変えることが出来ない。換言すれば、永いつきあいの中でその特性を十分に知り尽して、自然を人間化（馴化）して緑に変える。人々はこの体験を通じて、はじめて「緑」というものの価値を実感する。この体験のプロセスを奪って置いて、教室内での環境教育をいくらすすめても本物にはならない。

四Pのひとつ、プログラムには、例えばこうした樹芸公園等の建設、利用、運営、管理への参加、体験、実践、行動が当初より必ず位置づけられていなければならない。

紙数の関係で一例を示したにすぎないが、横

浜の「都市自然」行動計画もまた、このような意味あいから、個別の提案としてではなく各方面から総合的に展開されてこそ力を発揮するものであることをつけ加えておきたい。

#### △参考文献▽

①進士五十八『緑からの発想——郷土設計論』一九八三、思考社

②神奈川県都市部政策課、神奈川県住環境整備計画策定調査、一九八四・三

③進士・斎藤・下田『安定空間の構成に関する研究』

(8)『日本建築学会関東支部研究報告集、VOL. 49、一九七八

④進士五十八『ヴェルサイユの前後と上下』SD、一九八四・四

⑤進士・長谷部『都市における農的生活体験の意義と効果に関する調査研究』日建学関研報、一九八四

#### 四

⑥進士ほか『緑の文化公園』神奈川新聞、一九八四

・一・一

△東京農業大学助教授・造園学▽